

照会者名

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

令和2年6月25日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

・アについて

照会のあった事実については、A社が行う行為は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の適用対象とはならない。

・イについて

照会のあった事実については、A社が行う行為は、建設業法第3条第1項の適用対象とはならないと考えられるが、仮に仮設工事等を伴う場合には、同項の適用対象となる。

・ウについて

照会のあった事実については、A社が行う行為は、建設業法第3条第1項の適用対象となる可能性がある。

・エについて

照会のあった事実については、B社は、建設業法第3条第1項の規定に基づく建設業の許可を受ける必要はない。

2 当該事実と照会法令との関係に関する見解及び根拠

建設業法第2条第1項において、「建設工事」とは土木建築に関する工事で別表第一の上欄に掲げるものと規定されている。例えば、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置を行う工事は同法別表第一中の「とび・土工・コンクリート工事」に、送配電設備を設置する工事は同法別表第一中の「電気工事」に、総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事は、同法別表第一中の「建築一式工事」に該当することとなる。そして、これらを業として営もうとする場合、政令で定める軽微な建設工事（建築一式工事にあつては、1,500万円未満の工事又は延べ面積150㎡未満の木造住宅工事、建築一式工事以外の工事にあつては500万円未満の工事）のみを請け負う場合を除き、同法第3条第1項の規定に基づく建設業の許可を受ける必要がある。

一方、機械設備の運搬や積卸しについては、土木工作物又は建築物の建設、資機材の据付けを行

うものではなく、一般的に同法第2条第1項に定める建設工事には該当しないため、同法第3条第1項の適用対象とならない。

・アについて

照会のあった事実において、A社が行う行為が単に機器や部材を運搬するのみであれば、建設業法第2条第1項に定める建設工事に該当しない。

・イについて

照会のあった事実において、当該船舶の昇降用脚を海底に固定する行為は、操船行為の一部であり、建設業法第2条第1項に定める建設工事に該当しないと考えられる。ただし、仮設工事等を伴う場合は、政令で定める軽微な建設工事（建築一式工事にあつては、1,500万円未満の工事又は延べ面積150㎡未満の木造住宅工事、建築一式工事以外の工事にあつては500万円未満の工事）のみを請け負う場合を除き、同法第3条第1項の規定に基づく建設業の許可を受ける必要がある。

・ウについて

照会のあった事実において、A社が行う行為は、建設業法第2条第1項に定める建設工事に該当する可能性があり、その場合、政令で定める軽微な建設工事（建築一式工事にあつては、1,500万円未満の工事又は延べ面積150㎡未満の木造住宅工事、建築一式工事以外の工事にあつては500万円未満の工事）のみを請け負う場合を除き、同法第3条第1項の規定に基づく建設業の許可を受ける必要がある。

・エについて

照会のあった事実において、B社が建設業法第2条第1項に定める建設工事（政令で定める軽微な建設工事を除く）を請け負わない限り、B社は同法第3条第1項の規定に基づく建設業の許可を受ける必要はない。